

令和3年第8回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午前9時30分から10時5分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
4番	川崎 良巳 君	5番	高橋 克 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一 榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜 克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	15番	中川原 隆雄 君
16番	稲村 健一 君	17番	鈴木 徳治 君
18番	大沢 トモ子 君	19番	鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 (1人)

3番 三浦 弘文 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第14号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第36号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第37号 令和3年度五戸町農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中 村 弘 幸 君
事務局次長	町 屋 剛 君
総務班長	川 村 悦 子 君
主 事	大 澤 翔 太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和3年第8回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（中村） 本日、3番三浦弘文委員が欠席しておりますが、出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、12番 豊川敏雄委員と19番 鳥谷部甚一郎委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（町屋） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は2件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。

報告第13号、「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。

1番、大字扇田字鳥内沢、高屋敷、西ノ沢、梨ノ木平、田、4筆、畑、2筆、合計6筆。面積は●●m²です。

立地が悪く、通作が難しいため解約するものです。

2番、字兎内下谷地、田、1筆。面積は●●m²です。

体調不良により農作業ができなくなったため解約するものです。
以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、報告第 13 号を終わります。

議長（岩井） 次に、報告第 14 号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の 2 ページ、報告第 14 号と参考資料の 12 ページをご覧ください。

報告第 14 号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」令和 3 年 7 月 26 日付け日記第 185 号の農地の転用事実に関する照会書について、登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて、昭和 56 年 8 月 28 日農林水産構造改善局長通達に基づき、令和 3 年 8 月 4 日に農業委員 3 人と事務局で現地調査を行い下記のとおり回答したので報告いたします。

申請地の所在は、字新田窪、畑、計 2 筆。面積は●●㎡です。申請者の父が住宅及び農業用倉庫を建築した際に、畑にはみ出して建築していたことが判明したため申請人から地目変更登記の申請があり、法務局から照会がありました。現地調査の結果、現況は、宅地と判断し報告いたしました。

以上です。

議長（岩井） ただいま間の報告 14 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） 特に発言がないようですので、報告第 14 号を終わります。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、4 番川崎良巳委員と 13 番竹原誠委員です。調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) 次に、日程第4 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

議案34号については、鈴木徳治委員に関する事案であるため農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局(大澤) それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の3ページ、参考資料の14ページをご覧ください。

議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

今月の許可申請は、1議案1件で、売買による所有権移転に関する件です。

1番、大字上市川字前谷地、田、1筆。面積は●●m²です。

1番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、川崎良巳委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

川崎良巳委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の3ページ、議案第34号と参考資料の14ページを御覧ください。

8月4日に、岩井会長と、私と竹原誠委員、及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人と譲受人は農地が隣接しており、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり決定いたしました。

調査委員の方々、ありがとうございます。

指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

ここで、鈴木徳治委員を入室させてください。

（鈴木徳治委員、入室着座）

議長（岩井） 次に、議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 35 号、五戸町長より令和 3 年 7 月 26 日付け、五農林第 131 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 11 件で

合計面積は●●m²です。

1-1 番から 4 番は利用権設定による貸借です。5 番から 6-5 番は農地中間管理事業の一括方式による貸借です。10 a 当たり賃借料の下のカッコ書きの数字は年額の賃借料です。

1-1 番、農地の所在は、大字切谷内字大開、田、1 筆、畑、1 筆、計 2 筆。面積は●●m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

1-2 番、農地の所在は、字熊野林後、田。面積は●●m²。5 年の使用貸借です。

2 番、農地の所在は、大字倉石石沢字駒袋、畑。面積は●●m²。1 年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

3 番、農地の所在は、字熊野林後、田、1 筆。面積は●●m²。期間は、令和 3 年 8 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、水稻 5 作分に該当する期間です。

所有者が遠方のため、書類手続きが現在になってしまったものです。賃貸料は、10 a 当たり玄米●●俵。年に玄米●●俵です。

4 番、農地の所在は、字太平楽、田、1 筆。面積は●●m²。期間は、令和 3 年 8 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、水稻 5 作分に該当する期間です。

所有者が遠方のため、書類手続きが現在になってしまったものです。賃貸料は、10 a 当たり玄米●●俵。年に玄米●●俵です。

5 番、農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後、田、1 筆。面積は●●m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円。年額●●円です。

6-1 番、農地の所在は、大字上市川字堺谷地、田、計 4 筆。面積は合計●●m²。10 年の使用貸借です。

6-2 番、農地の所在は、大字上市川字堺谷地、田。面積は●●m²。10 年の使用貸借です。

6-3 番、農地の所在は、大字上市川字御兵糧、田。面積は●●m²。10 年の使用貸借です。

6-4 番、農地の所在は、大字切谷内字菖蒲川前谷地、田、計 3 筆。面積は●●m²。10 年の使用貸借です。

6-5 番、農地の所在は、大字上市川字弥三郎、田。面積は●●m²。10 年の使用貸借です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番（竹原） 4ページの2番について、芝生は1年で植え付け直さなければならぬのか。期間が一年だけれどその理由は。

事務局（川村） 窓口に来られた方の話だと、会社がこのような状況下でどうなるのかわからないので1年ごとの更新にしたいとのことでした。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第35号は、原案のとおり決定しました。

議 長（岩井） 次に、議案第36号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） それでは議案書の9ページ議案第36号と、参考資料2の1ページからをご覧ください。

五戸町長より令和3年7月26日付け五農林第132号五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められています。1議案3件でございます。

1番の土地の所在は、大字切谷内字外ノ沢の山林1筆。面積は●●㎡でございます。申請の理由はスギが伐採時期にあり、造林補助

制度を活用し、植林育成するためとなっております。

2番の土地の所在は大字上市川字中里山の原野1筆。面積は●● m^2 のうち●● m^2 でございます。申請の理由は太陽光発電施設を設置するためとなっております。

続きまして10ページになります。

3番の土地の所在は字越掛沢道ノ下モの山林1筆。面積は●● m^2 のうち●● m^2 。申請の理由は2番と同じく太陽光発電施設を設置するためとなっております。

続いて調査結果を報告いたします。

令和3年8月4日に岩井会長と川崎委員、竹洞委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番の土地については、地目は山林。現況は一部植林されておられません、山林でございます。周囲の状況は、南側は宅地、西側は山林、東側は町道、北側は畑に面しております。元が山林のためスギを伐採後、再造林するという事で隣接土地所有者の同意書が添付されております。周辺農地等に影響がないことを現地で確認しております。伐採後については、全面積に小ナラを植生する計画でございます。

続きまして参考資料2の15ページからの2番の土地についてご説明いたします。地目は原野。現況は山林でございます。周囲の状況は、南側、北側が畑。東側は山林。西側は農道に面しております。周辺に太陽光を遮る高い建物もなく、農道に面しており、傾斜も少ない土地であるため、所有者から購入し太陽光発電施設を設置するものでございます。土地の所有者及び隣接土地所有者の同意書が添付あり、周辺農地等へ影響がないことを確認しております。申請以外の土地については、スギを伐採したのち天然更新の予定でございます。

続きまして参考資料2の37ページからの3番の土地についてご説明いたします。地目は山林。現況は木を伐採した状態の山林でございます。周囲の状況は、北側は町道。北側以外は山林に面しております。南向きの傾斜地であり、所有者から購入し太陽光発電施設を設置するものでございます。土地の所有者の同意書が添付されていることを確認しております。こちらも2番と同じく伐採後は天然更新を予定しております。

以上議案第36号3件の説明、調査結果となります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

特に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） 次に、議案第37号「令和3年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 議案書の11ページ、議案第37号を御覧願います。

令和3年度五戸町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の制定についてでございます。

農地法第30条に基づく利用状況調査を実施するに当たり実施要領を制定するものです。

12ページを御覧願います。

（実施要領第1条から第4条まで朗読）

次の13ページの第5条からについては、事務局が行う内容でございます。昨年と変更はございませんので、説明は省略させていただきます。詳細につきましては、毎年行われている事前研修会を開催いたしますのでその際に説明いたします。今年度の農地パトロール及び事前研修会についても昨年度と同様に、10月の中旬から下旬を予定しております。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議 長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 37 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり決定しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、令和 3 年第 8 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和3年8月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員